令和5年度 大田市社会福祉法人指導監査の実施結果の概要

1　実施時期

令和5年7月から令和6年3月まで実施

2　一般指導監査（実地監査）

法人数	実施数	文書指摘法人数	文書指摘率	文書指摘件数
15	3	3	100.0%	9

3　特別監査

実施なし

4　指導監査の実施体制

地域福祉課福祉監査係職員により実施

5　指導監査における留意事項（実施方針）

令和5年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

(1)関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業経営の確保

(2)社会福祉法人の運営に係る経費の適正な執行管理

6　指導監査結果の概要

・法人運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。

・各法人の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。

7　主な指摘事項（文書による指摘）

①理事会の招集通知が理事会の日の１週間前を下回る日に発出されている。

②新役員を招集した理事会の招集通知が、選任される前に行われており有効なものでなく、招集通知を省略する手続きも行われていなかった。

③定款細則と経理規程との整合性がなく、理事に委任する権限の内容が明確でないものがある。

④理事長及び業務執行理事が定期的に理事会への業務執行状況を報告していない。

⑤定時評議員会が6月末までに開催されておらず、計算書類等について所轄庁に届け出ていない。

⑥会計責任者及び出納職員等について、理事長が任命していない。

⑦新年度事業計画及び予算について、前年度の３月末までに理事会の承認を得ていない。

⑧預金口座の名義が社会福祉法人の代表権を有する理事長名となっていない。